第 二卷

第二號

岐 砂 糖 史

々其他の産業を疑勵、

保護し、

財源の富饒を謀つて居るのであります。

我國に於ても財政の整理と國

何れの地方にも、

競つて各

産業は社會生存の要素であります。故に古今東西を問はず何れの邦國、

又着々實行されつゝあるのであります。 あります。 運の開展をはかるが為に、 常に學者や實務家の間に、 本縣亦產業の振興に勤め、 積極消極兩方面から該政策を盛んに研究され、 財力の充實を謀つて居られるので

宮内辰五郎の糖業保護政策の斷行となり、遂によく藩内の富を强固ならしめるに至つたのであります の法を興さんとせられたのである。 謀るやうになつた。當時我高松藩も殖産に力を盡し、 **ゐ又特に大に殖産興業に力を盡し、** 回 顧すれば享保の昔、 吉宗將軍が元禄以來財政の窮乏を救はんが為に、 こゝに於て向 ひいて全國の各藩に於ても亦大に産業を獎勵して、 山周慶が製糖法の研究となり、 英主松平賴恭(五代)は藩内の地勢を察し、 自ら節儉を行つて天下を率 後筧速 水、 府庫の充實を 木村豆、 製糖

田 唯

岡

(二八四) 二六

此間當路者は實に慘憺たる苦心を以て最も精緻なる經營を施して來たもので、 は三舎を避けなければならぬやうのことがありはしないかとも思はれる。 今日の爲政者と雖も或

と感慨禁する能はざるものゝ如くでありました。誠に味ふべき説ではありませんか。 國の歷史上に立派なよい模範があるのに、何を苦んで自ら求て遠國の策をまねやうとするのであるか を講するもの、 よい模範とすへきものは多々ある、然るに今日の爲政者にして地方改善の策を說くもの、 京大三浦文學博士(周行氏)は嘗て徳川時代史を講する時、當時の自治政策や各藩の産業政策中最も 一度口を開けば直に歐米の政策を説くと云ふことは、 實に笑止千万でないか、 勸業の政策 切角我

うな次第でありますから、幸に諸賢の御批正を仰きたいと思ひます。 に比し遜色なしては云へないと思はれます。此時にあたり、 の参考として、最も縁故の近いものと思ふのであります。然し此砂糖史は大正三年の舊稿であります 無駄ではあるまいと思はれます。此意味に於て我が讃岐砂糖史は此反省材料として、又産業獎勵政策 現今本 少し補正を致し大膽にも實業專問學校で發行する本誌の貴重なる紙面を汚すこさになりましたや |縣に於て官民共に産業施設上大に努力して居るやうであるが、其効果を見るとまだ~||隣縣 既往の産業史を顧ると云ふことは決して

ないのを、 併しこゝに一寸念の爲御こさわりをして置きたいことがあります。私は讃岐製糖の今奏徼して振は 再び昔にかへしたいとは思ふものではありません。それは甞て台灣旅行の際、 彼甘蔗作や

讚

岐砂糖

史

二八

も馬 物 り出 り親くジャバ糖につき研究を積て居る専問技師。讃岐糖業の狀況を研究し居り、又ジャバ島に至 になる物があると云ふこさをも、 して來た跡を研究すると同 ません。 は皆甘味が强く 製糖工場並に高雄港の砂糖積出しの盛况等を詳細に視察して つくに承知し居り、 Ő 供 庬 し得るものでなく、 給が世界的になつて來たのでありますから、 々々しくなつて來ました。 故に其變遷を推究し、 て 且. 價額が大に安いといふ狀況になつて來たのですから、 つ其後台灣糖以外に南洋糖は勿論遠く米の玖瑪糖等がざん~~輸入され、 僅に農家の副業として一家庭工業に満足しなければならないと云ふことをと 時に、 其一 今から警戒して置かなければならんと思ふのであります。 尚は一面には現今の生産物中にも亦將來に於て、 之必竟明治以後に於ける産業政策の變化と交通運輸の便開け、 時盛况を見るやうになつた道行き即ち如何にも真面目に奮鬪努力 よりも製糖上の所見を聴き、 所謂時代趨勢の然らしむる所と諦めなければなり 且つ當時總督府糖務課長眞室幸教氏(本縣 我讃糖 最早地砂糖等には見向くの は到底今後日本糖業界に乗 此憂目を見るやう 生産

一節砂糖の起原傳來

第

クシ 砂 ユヴー 糖の原料である甘蔗が、 クス、ウイルダー カ王」といふ人があり(其年代)佛典に之を漢譯して甘蔗增長王と云つて居る 印度に有つたことは大變に古いことであります。 釋迦如來の祖先に「イ

のでも知ることが出來ます。

話が、 **薦の事を目撃して話した人があります。** したのは、 ものができる。 世 「甘蔗から産する蜜の部分を集めたものである」と云つて居る。之等は印度から希臘人に傳聞 生み出す、 甘蔗其物を言つたのであります。又それ以後の希臘人中には「蜜蜂の力によらずして一種 紀 印度産の甘蔗が西は古く希臘人に傳はつたものであります。 の人 古記録に見えて居るものを拾ひ集めたものであるけれざ、 テオフラストスと云ふ者で、「蘆荻の類で蜜の如きものが出來る」と曰ふて居ます。 西紀前四世紀末で亞歷山大王が印度侵入の時であります。其時從軍した希臘人で印度産甘 但し露の如く葉から滴る、又此木から滲り出して蜜を取る」と云ひ、 蘆荻の 類が印度から産する」と曰ふものがあり、 希臘人で始て之を談つたのは西紀前四 希臘人で真に印度の甘蔗其物を目 或は「印度にできる蜜は蘆 或は砂糖 は印 0 して居 蜜の 之は慥に の葉 度では から 如 \$

は甘蔗より取つたもので、其色は白く齒間に入ると碎け易い、其大さは棗のやうで薬用のみに用ひる」 と云つて居る。 羅 馬 人で砂糖の事 此話は氷砂糖を言つたのである。 を語つた人は、希臘人よりは後で西紀前一世紀の人である。其話によると「砂糖

古くより之を印度産として話して居る、加之英語で砂糖をSugarと云ふのは、其原ラテン語Saccharum (サッ カルム)より來たので、 より砂 糖 は印度に産し、 此ラテン語は又梵語Sar karâ (サルカラー即ち砂糖の意味)から來たもの 海陸路によりて希臘、 羅馬、 支那に輸入した故に、 希臘人、

讚岐砂糖史

蔗の栽培があつ 漢の高祖 のでありませう。 えた始めだと思は では砂糖 であるから、 0 のことが石蜜とい 胩 歐洲 (我も孝元帝の時、(西紀前三世紀末) 120 何 n 諸國 n る 0 其栽培せられた地 0 石 砂 しても砂 蜜といふ名から察すると、 ふ名で始て漢史に現はれ 糖を呼ぶ 今の 福建省方面 糖に關係あることは慥か が語は、 方は吳の領 其原印度語「サル から石蜜二斛を献じて來たとあるの 内の南端 てわ 之は砂糖の る。 であ 12 カ にる交趾地方(東京地方) 斯 ラ 30 の名の始 ー」に基くものであ 塊 其後三國 か 多分は氷砂 て見えてる 時代になり、 が であ るの 3 糖の類を云つた 支那 3 は前漢 飜 で砂 吳錄 吳の τ 東洋方面 糖 國 地 時 理 1 の見 代で 廿 志

優れ に甘蔗を栽え、 り唐と印度との交通が盛になり、 なにして得 如し」と記 に「交趾に甘蔗あり、 て居たと云ひます。 してあるの 12 砂 之を作審 糖 は 大さ數寸其味醇美なり。 は 巳に石蜜とは言はず甘蔗餳と云つてゐた。其後唐の太宗時代 (唐書摩掲を) して砂糖 當時甘蔗を栽培し、 太宗は使を天竺に遣り熬糖法を取らせた。由て を製造させたが、當時印度方面から唐に輸入した物よりも其味一層 而して砂糖の名も亦唐時代から見えてゐる。 答つて以て態(館の意)となす、 又製糖の事も知つてゐたことが分る。 之を曝せば疑つて氷 糖学の意は飴で、甘 揚州地方(東浙江等) (極、孝徳の頃) 而して當時こん にな 0

第二節 我國への砂糖傳來

蕉餳とある錫と同意味で、約まり砂に似て飴のやうな甘いものと云ふ意である。(女君説)

=0

なり 糖羊羹さの別 稀 帳 n で高價 記 孝謙天皇天平勝寳年間(一四一)、 í 未だ其量は僅少で薬用に供せられ、 録 調 味に供せられたのは百合砂糖飴で干蔵藍煎は最も多う用ひられた。 に蔗糖二斤十二匁三分を貢献したやうに記されてゐる。之が我國に砂糖を見る初めらしい。け であるから、 味には用ひられず、 ħ3 あり、 饅頭に砂糖饅頭、 大抵薬用に供せられ菓子等に用ふることは甚だ稀で、 平安朝になつても甘味は専ら千歳藁を煎じ、 唐僧鑑真來朝の時、 嗜好品とするまでにはならなかった[©] 菜饅頭がありました。 初て砂糖を携へて來たといる。 永祿元龜の頃、 當時尚ほ 其汁で付けた。 羊羹にも唯の羊羹と、 慶長年間(二二七四年間 更に輸入があつたけれ 砂糖の輸入は甚だ 即ち東大寺献物 室町 時代に 砂

薄 梗 0 社 1= を大島に移植し、 薩摩大島の人、 屋河 水め、 雪餅。 九十餘種の多きに上つたといふことである。(砂糖史、日本商業史 輸 會の進步は益々飲食の調味を上進させ、 入額 内が 椿 四百餘萬斤に上りました。從て菓子の製造も長足の進歩をし、 之を各藩に分ち、 2製造 唐饅 直川智が琉球に赴〜海上で颶風に遇ひ、 した菓子の銘は、 漸次鬼界ヶ島、 頭。 氷饅 後寬文二年(二三二二年) 頭。 大約百七十餘種(さゝれ石。夜の櫻。松衣。 種子ヶ島等に移植しました。 鬼饅頭。 等)あり、二十年後資永の頃 (二三七〇年間) 世上菓子の數三 漸次支那、 の頃白糖氷糖精製の術をも知るやうになつた。 和蘭より砂糖の輸入を増加し、元祿 支那に漂着して偶然製糖術を習ひ、 | 家光將軍の時(||三八三年間) 蔗種 天和の頃(治世の始) 寝覺の 唐衣 或は梅花 京の本町桔 の頃 歸途蔗 以は毎年 を琉 然し 餅 種

Ħ

讚

岐 砂

糖

史

τ

第

球 た。又人を四方に遣して物産を巡檢させたりして、民業奨勵の法に盡したものであるから、 殖産與業に努めたから、 吉宗將軍の時に元祿以來財政の疲弊を救濟せん為、自ら節儉を行ふて天下に範を示し、又特に大に から引き、 親ら小性役に命じて吹上庭園に試作し、傍ら支那の李大衡を聘し家臣に製糖術を學ばせ 外糖輸入の漸く多くならうとするのを防ぐ為、享保十年(二三八五年) 底苗を琉 諸藩亦能

く其意を受け、 然し白糖を製する法は未だ詳しくはなかつた。當時の人は何れも舶來のものとのみ思つてゐたが、 明和五年(宗治將軍) 大師河原の百姓太郎左衛門と云ふ者が砂糖の製造を始め、近隣の人々は彼に付 菓子製所、 製糖を學んだことを武江年表に記してある。之は源内の製法に據つたか否やは分らない。 吹上御苑は吉宗公の時、茶亭の稍華美なのは皆毀たれ、 其他苑内は悉く鋤平けて試験場とせられ、學問所、 砂糖製所 競ふて國産を興すやうになりました。 穀物取集場、綿羊飼立場の類を設けられ云々と「徳川太平記」に見えてゐるが 僅に一二の小亭を存して休息の用に供せ 繪所、天文所、 鞠場、 藥草製所、

酒造所

第三節 讃岐への砂糖傳來

時高松藩主松平賴恭 旱害が頻りにやつてきて封内は年々衰頽し、人民は大に心配して居る狀を察して、木村亘、筧 (程五 公代) 藩内の地勢山が高くないから樹木が茂らない、河は淺くて水利潤澤を と思は

n

朝鮮、 速水を擢用 和 崩等 の藥種を栗林園内梅木原藥苑 大に殖産與業に努めました。 延享四 (側梅林の邊)附近に試植させ、 年(二四〇七年) 平賀源内を召して、 又源内は安原 薬坊主とし(ナ九歳) 白峰に 朝鮮人參

を移植 花畑 (町附近)に甘蔗の栽培をしましたが、寳曆二年(二四二二年)飄然去て長崎に遊び、(今の花園)に甘蔗の栽培をしましたが、寳曆二年(二四二二年)飄然去て長崎に遊び、

年始て江戸に出 所を圖に示し、 類品隲附録」に人参培養法と甘蔗培養並に製造を説き、 Ĺ 尙ほ 後天工開物にならつて物類品隲を著し、 次のやうに記してあります。 資曆十三年五月に出 源内は自畵で甘蔗を搾めて糖汁 版

至 不得,其精詳 n 右人参培養は予手自植」之數年略其意を得たるに似たり甘蔗の如きは是を製すること不」 ば自其法の詳なることを得べし是不如。老圃老農云々」 諸書に記する所と予が微く試る所とを以て記、之甘蔗可、 植の地此法を植試 ると數年に 多故雖

故に甘蔗培養法は其方法を説いた迄で、 之は源 の内が机 上の空論を以て、 **濫りに人を誤つてはならないことを恐れての注意であり** まだ質地に就ては殆 んご試みなか つたものと見てよからう

と稱 横目一人指 元來賴恭公 南 し副 は薬草採取さか製法と云ふやうなことに非常な趣味を有 は安原の奥、 初は平賀源内、後は池田玄丈、 東は阿波境、 西は金毘羅 山限 深見作兵衞が頭取として、 りに薬園方、 草木方、 して居た 其外御 五日 ので、 或は七日泊りで出 小 毎年 性 |共數-秋冬春採藥 奥

岐砂糖史

讚

第二卷 第二號

カラ ij 藥 肿 は 勿 論 珍艸 珍木 を數多掘取 5 高 松 持歸 て夫々植付け

烺 せ ことを察し得られます。 と池田玄丈に意を傳 0 穆公遺事」に詳 ح 內 な Z 御 御 つた ふ者 國 小 林 益 性 中 薬園 さな が 栋 カゞ あ 木 細 方 原に 爾 る 2 7 輪番 であ 次郎 く き品品 棚 能 3 で E は 病氣 此 位 < H 引 Þ łΞ たさ を撰 公の旨を含み、 々其 まは 其 حح か 育人 な び 經 5 營に Ť h 向 當 藥 追 園 Ш 時 剩 H か 澤山 周 賴 r 7 公の逝 本草 慶 恭藩 うく h から 1 學 b 製 -: 殖 尙 を深く 糖 は隆 去 ほ L 法 حح 種 臨 池 一を研究 なり 潘 々製 時 田 が 研究 手 一支丈を頭 早 傅 法 中道で挫折 人等 す Š も手に入り、 製糖 る 取 0 頭 ģ 動 法 取 あ とし 機 r を示 つ をつくつ 與 12 72 中間 L 將 合せ 來 就 たことを聞 ح を専任 は 屹 中藥 72 度御 τ 甚 b 和 園 ナご とし の 國 係 Λ 惜 益と で 3 冬 中 ð 梦 初 E て付ききら 3 倉 之を得ん 了 へ め 諸薬草 ح きだ る 知 彌 ~ ح \$ 次

第四節 向山周慶略系

】白鳥村向山カッ氏巖系圖拔萃

问 Ш 佐五右 興 政 男 男 衞 永 門政 衛 始與右衛門 久 門 製す砂糖木 寛村に さ云後相 一住 年末十二月廿七日歿法名德厚院遊率居士 始茂太夫ミ云政所役相勤む砂糖車七株 重 七株 寛政二年四農業勉强天明年中 五む右本 ており 一安永三年三月十一死後醫を後見す 月階三州 二日歿 法名三八人 良助來る **石乘灘院法車は** 私有地有1 三日殁 佐 々水叉右衛門祖 単能運居士 協力甘蔗を作り 也

一九二) 三四

Ťz

一松平家藏

家

譜、

登

崎 th

周

慶

政

宣

新 吾 政

常

縣致役 p 出

「頭遊はされ上申

仕候

明治十

牟

帶刀仰付られ明治三年二月御領分中

山家相續致歲二十二其後佐

Ī

右

納村 文農

七月廿二日卒法名蓮臺院篤信職義居士 一統御役御免仰付られ勸業に志し甘蔗製作種々勉強一一統御役御免仰付られ勸業に志し甘蔗製作種々勉強一天保十三年十一月庄嵐役仰付けられ林兵衛ご改む て保十三年十一月庄嵐役仰付けられ林兵衛ご改む ひお辰太郎にして三本松醫師見島周希の忰 天保二 化業 七勉 一年二月 六段 日さ平相 法名英照院春峰質雅居士計り享和三癸亥年國府へ 天保二年三月向

妻三木郡井上村松原佐五郎方文政二卯年九月廿六日卒 決同心協力右了助さ製法致 岩年より 密楽に志し京都にて おおより來! 法名義正! 院法山周慶居士

にて

業を得たり

故に高松侯に召出され〇〇甘蔗を申聞歸り兄政久と

仓

太

Ŧi.

ŧ 衞

門

政

粼

砂同

糖树蕨

ず住

周

慶

政

年 月 Ŧ 百卒 - 禪林觀 **於空居士**

夫

天明七丁未湊村に住す

仕 錄 及 向 Ш Æ 年 总 帳 叁 照

義正院法山周慶居士 門弟の誠意により遺骨本葬見性寺内元向陽庵 分葬湊村文政ニ已卯九月廿六日 行年七十四歳 文政ニ印六月十六日御扶持方八人扶持御增都合十五人扶持御增都合七人扶持被全文化九申三月二十五日寮用出精仕候に付御蘂坊主被仰付四人扶持御增都合七人扶持被4御林御蘂園御用向御免被成 個林御蘂園御用向御免被成 相小得別而氷砂糖仕方立猶此上相働下直に多分出一元人傳可任禮被仰付 生光達而中波候通相心得別而氷砂糖仕方立猶此上相働下直に多分出一元人傳可任禮被仰付 二人扶持被外 医二月砂糖製法の義楷以出精可仕候且又御國產の藝種類彌繁榮致候樣心掛御林蘂園蘂草。享和三年四月十四日被召出御蘂坊主並被仰付三人扶持被下置 氷砂糖仕方立猶此上相働下直に多分出來候樣可致候依て |類彌繁榮致候樣心掛御林蘂園蘂草の義出精仕御用に||持被下置

淨 、榮大 妨 文政五壬午 年歲 一月井 十上 -日見性寺に葬り頭髪を湊村に分葬-村松原氏より來る

成

[松平家藏家譜]

/ 嫁し候處同じ の家斷絶になる年九月十二 付此元にて回向致候事四日

長女

ユ.

但梅

(妻)

智正

院

壽

Щ

女

₹

ス カ

蓮光童女 馬來竹方 寬政二戌年 ヘ女 七月五日

譤

岐

砂

橅

史

波 麙 蓮 孟 子 天明六丙午年四月二十 信教童子 享和三亥年十月二十三日

卷

第

=

號

覺如童子 宽政九已年九月十四日

潍 如幻童子 宽政九已年九月二十五日

(向山

氏年息帳

則 字政守・文政八乙酉正月廿九日・行年四十二病死・〔松平家謗家譜、松平家藏登仕錄〕樂致出結候に付格別を以被召出匍蘂坊主唯被樂致出結候に付格別を以被召出匍蘂坊主唯被」文政二卯十二月朔日亡周慶義年來相勤其上一蘂坊主亡周慶忰

並被仰

付御扶持方七人扶持被下一國砂糖製法基本にて當時

置專

同八酉正月廿岁

九且

清正院素光周達居士

見性寺に葬る

崎

Ш

周

達

政

出作村野口祐右衛門方より來る安養院智光妙雲大姉 文政九戌年 三月五日 向向 Ш L氏年忌帳) 日 行年三十九歲

向

山。

周

澤

政

實

1.1. 名 Land 1.1. 名 Land 2.1. 名 Land 2.1.

實表置の **八醫師笹山壽庵弟** 亡 西澤養子

向

Ш

好

哉

慶

向# Щ₹ 周が

第 E 衜 :讚岐糖業之沿革、大川郡砂糖史、定國三郎氏談)

、綿糖共進會報告、

向山翁砂糖開基碎

向

山氏系圖

、家譜

向 Ш |周慶は延享三丙寅年(竺四○六年) 九月十六日、 大内郡湊村に生れ、 少時醫を藩醫(東 人扶持) 池田玄

丈に學び、 傍ら殖産に志し堅忍不拔 でありました。

に從事 するやうにせよっ」と吳々遺言さ 15 女は病死 資曆 か 2 72 年 の 間 しました。 家事 で失敗をしました。 藩主賴恭は深く封內の衰微を憂へまして、 を顧みな 玄丈は臨終に際し周慶を招 か つたことが十数年であったと云ひます。 そこで賴恭は銳意玄丈に命じて製糖法を研究させましたが、 n 72 たから、 周慶は大に感激 き「製糖の事 甘蔗栽培を獎勵したけれぞ、 Ļ は汝生涯心に銘 誓つて素志を達 Ļ しやうと専心製糖研究 必ず 製糖の 我君 の本 中 法 懷 ·途で玄 がよく を達

72 し 日に於て Ť 周慶、 其傳 必ず 甞て京 授を頼み 其 法 に學んだ まし を授 たけ か 時、 h た れざも 薩摩の しっ ものと思つ 醫生某(長出来さ) 國の大禁であ て 歸 國 Ś かゞ 後 からと云つて承知し 能 も屢々書を送つて矢張り**交情を厚**くし < 製糖 法 を知 つて居 でく れな 12 か 5 か 0 たが、 兼 ての素志を談 周 て居まし 慶 は他

傅 そ ñ 後 を救助 天明八 やうと日 Ü 年(二四四八年家齊) まし つて來まし た所が、 tz 某は書をよこし其厚誼を深く謝して來り、 正月京都大火の 周慶は大に喜び、 時 醫生某、 直に上京其教を受け、 は此災に遭 ひまし 遂に多年の志を達し、 且つこの高 72 周慶は之を聞 恩に報る為製糖 き特 始て白糖 E 厚く 法を

讚 岐 砂 糖 史 79

「五十斤を製し

ました。(時に周慶

(一九五) 三七

卷第二號

=

人 常 叉此 Ó に苦んで居 がに診療 (頃(天明中)隆摩 を施し まし 72 の て遂に癒えました。 向 Ш 良助四國巡拜をして當讃岐に入り、 政 久 (周度) は之を見て之を敷ひまし 所で彼良助が薩州 人である 720 病にか と聞 此 **>** 時 b 周 て ·湊川堤 慶は醫を學で居た 周慶は親 防(年の白鳥村で) 製糖法 から其病 で非 z

聽

又自己の

抱負

を含め

て旅費を與

郷里薩摩に

歸り、

蔗苗

を求めて來させ

まし

żţ

慶 其功蹟 苦心により、 益 助 ŧ かっ を封 け 此 々深く 72 τ 年の は實に偉大なるものであります。 は 凼 即外二ヶ 内に派遣して、 後良 月十 財 研究を積み相共に享和三年(三四六三年) ハで政人 政 舶 0 ġ9 助 所に試 來糖 困難を救濟する唯一策さして、令を下し大に甘蔗栽培を勸め、 日 は甘蔗敷莖を携 藩 は寛政二年、 を凌駕するの優等品ができるやうになり、 は周慶を召して薬坊主としました。 作栽 周く製糖の秘術を授けさせ、 培 Ļ 與右 て 且. つ益 衞門は同十一 再び向 山々製糖 **遂に阿波土佐其他十數** 山の家に歸 砂 の研究に努めまし 糖を藩 年に死 こゝに賴恭藩主の遺志は周慶が殆んご數十年 b に献し、 にまし /秩持さなる () 周慶及兄政久、 ケ國 終に讃岐砂 12 τ, Ħ. か う 5 一亦皆我讃岐の法に習ひ、 逐に 製糖獎勵の必要を説きました。 時に五十八歳であります。 周 物糖の基 慶は専ら甥政隣 **氷糖、** 與右 且つ其收 を開 紫糖、 衞 門 < 其子政隣等を やうに 穫期に際 霜糖を製出 で協力して 製糖を以 なった それ 蕳 し 周 の

周 。は文政二年(清三賴儀の終り)九月廿六日高松の邸(下南側))で亡くなりましたが、 門弟 の誠意により

7

生活

の機軸

どし

た

ものが非常に多くなり

ましたの

す。

遺骨の本葬を見性寺内元向陽庵に行ひ、遺髪を湊村(南家墓所)に分葬しました。享年七十四歳、 正院法山周慶居士。夫人は三木郡井上村(町大字井上) 松原佐五郎方より來て、二男五女を生みました。 法名義

政二年十二月藥坊主七人扶持仰付けられ、 周慶死後三年、 即文政五年二月十日歿しました。 七年後歿し、其子周澤亦祖父の功により薬坊主に召出され 法名義正院壽山大姉。末男周達は父の功により、 文

後十人扶持に加増されました。 良助は 周慶の歿年即文政二年十一月廿一日死にました。俚人之を湊村周慶墓側に葬りました。

良助

は子がなく引田村瘟屋から夫婦養子をしたが、子孫代々貧で後瘟屋に轉住しました。

一餘 談

製糖創業の 左に其一 例をあげませう、 際は農民皆之を一子相傳でし 如何に當時製糖業の尊かつたことゝ、人情の素朴であつたことが分りま 極て神聖なものとし、 又秘密を守つたものであります。

【引田製糖創始の時傳授の誓文】

神 文 0 事

白砂糖種々製法之秘事御傳授被下候上者從一子相傳外他國者勿論雖一家兄弟猥りに他傳授仕間

讚

岐

砂

糖 史

(1九七) 三九

= 卷 第 號

第

製法之諸道具决而他 見仕間敷事

右 於 相 背

者

奉誓 本大小の 神祇〇 天照皇太神宮。 可蒙御罸者也仍而 八幡大神宮。

春日大明神。

金比羅大權現o

熊野權現。

牛主辨財天。

其外日

神文如件

寬政十一己末九月廿七日 (周慶が召出サルヽ五年前)

> 田 # 八 艆 右

衞

門

外 = + 七

名 ED

此神符を水

弘化三年(二五〇六年) 周慶の孫、 林兵衞及鄉人が祠を建て向良明神といひ、砂糖神としました。之は 卷末に熊野權現の神符(鳥の墨繪)を添へてある。若し誓約に違ふ疑ひある者があれば、

に浮べて吞ませると忽ち其黴証があると曰ひます。

向山の向と良助の良とを取合せて名けたものであります。 藩儒高尾養(內內町村井樓の東に住)に碑文を撰んで貰ひ、嘉永三年(類胤藩主)

)九月

に竣功しました。

今年夏又建碑を企て、

「向山翁砂糖開基碑」

夫砂糖以"甘蔗,作,之人家食物之用不,少矣然上古無,之盖享保年間自,琉球,始傳,其法於薩州,也吾讃國

(一九八) 四〇

學干京 府 索其 師 (法,既久矣甞命,醫池田玄丈者)搜,作之,然不,能,得矣時有,向山翁者, 時 有。薩州醫某生者能製。砂糖一翁乃就學。其法一故能達。其術一。 國府聞。翁能達 即玄丈弟子也翁年猶少壯遊, 其術 乃召出 令

創製砂 宜記 糖利潤及、人不,少乃為建,其祠、祭、之今又將。為建, 助也翁諱政章稱。周慶、讃大內湊邑人也文政貳季已卯九月二十六日病歿年七十四翁已歿後其鄉人思。砂 爲,緣佐、之二人同、心勉勵製。出氷糖。紫糖、霜糖、盡能成、之皆得。絕品,享和三年癸亥國府以、翁本善、醫且 製。砂糖一翁己蒙,其 思吾與、翁常相 糖 「為,藥坊主」給。月俸,後竟至,十五口,於,是封內製。砂糖」 命亦有。薩州人良助 一識義不」可、辭於、是爲叙。其事,遂係、之以、銘銘曰 者、水、讃時得、病大困翁為。診治 碑乃來乞。余文| 者甚多皆以, 之得, 利 夫小善必錄微功不遺今翁之功大也 | 途癒良助本能達。 蓋亦圀 造砂 糖 中富饒之一 術 於 . 是 固 能

蔗是音種挺挺叢生。

製

爲

砂

糖

其

利

元

享。 讃人索

八索術 其術 難

成。

凊

向翁得法發明。

乃

卓

然

建此碑勒翁功名能製出妙究其精

藩儒

弘化三歲丙

午

仲夏

其

術

涿

弘

助

衂

當

粲

今

高尾

養撰

「正向山政常乃 翁同姓也鴻(右碑の側面の左に記あり)

功如此而或後世隱晦之恐建請藩府

ī

及焉此

舉也[。]

大里正木邨重照渡瀬

里

讚

岐

砂

糖

史

(一九九) 四一

正直

嘉永三年庚戌秋九月下院

(1100)

設せられた時、 朋 治三年向良明神を改て、 一亦助之途課於郡中之榮農夫而資焉盖皆因此功者耳時)に祠を立て向山神社と稱しました。 周慶製糖改良の功勞を追賞して金壹百圓を下賜された(好哉受け)○ 祖靈社で云ひ、 里人は皆砂糖神と稱し、 同十三年綿糖共進會を大阪に開 同十九年香川郡東濱

慶 死 後 の 糖 業

周

村

||松島|

(合市內松

保護特典を與ふることが無かつたから甘蔗の刈取から、 は ٨ 蔗を栽培し 6 つたと云ふ事である。 周 慶の 好策に苦めらるくことがありましたので、 多額の費用 死後に於ても、 製糖の産出 を要する為に、 は年を逐ふて多きを加ふるに至りました。 其當時流行 同 人生前の製糖に關する深い研究と藩の製糖獎勵によりまして藩中競ふて甘 該資金融通の困難に窮する者が多く、 l た子守唄は能く其實狀を穿ち得て居ると思ひます。 往 々不測の失敗を招いて反て窮境に陷るもの 砂糖に製して大阪へ積出し之を賣捌くまでに 併し當時未だ製糖者に對する適當の 且つ時に天災に遭遇し、 が少くな 或は商

糖作 る ţ 薦言 か 3 作 n

末 は薦品 着 て門に立

第 六 礩 糖 保 護 勸 獎法

所 とを奉行 D3 切角 あ つた 盛 一大に赴 所 80 勘定場、 1 か容易に元の盛 た製糖業が前 吟味方、 況には歸りませんでした。 札會所等に任し之を救はうとし 申す如く悲况に陷たものです から たが、 藩廳は大に之を憂へ糖業保護のこ まだ其方法宜しきを得なかつた

(奉行所) 執政が其事務を取扱ふ役所

(勘定場) 一藩の財務を管理する役所

吟味方) 醛 政の 樞機を執り行ひ諸官衙の事務を吟味する役所で奉行に屬するもの

札會所)

藩札發行所で今の紙幣をつくる役所

業資本金を貸付する等のことに付協議 農務に屬するからとて之を郡奉行杉野九郎右衛門に保護勸奬のことを擧げて囑托しました。 政世帶役で特に 門は又之を代官の竹內與四郎に委し、 n カ۶ ご執 あれば、 併 政 ながら當時農産物中砂糖に優るものはないのであるし、 は竹内與 積極 的 財務に長して居た筧速水と云ふ人がありまして、 殖 四郎と謀り、 産保護主義を唱へるものもあり、 断然積極的糖業保護論者宮内辰五郎(配下にある二十人中の一人)の左記 與四 をしました。 郎は又更に農夫宮内辰五郎に諮りまして、 時に群議百出、 或は右兩者の折衷主義を唱へるものも 加ふるに天保六年(二四九五年家齊) 賴恕藩主の命を奉し、 或は消 極 的 勤儉主義を唱 紙 糖業 幣を増發し糖 あつ へるもの 九郎右衛 のことは 時 たけ の執

讚岐砂糖史

を採

72 0

(1101) 四日

弗二卷 第二

宜の方法を立てるべきである。 之亦農民の常であるから、 して何か一寸の故障に遭ふと直ちに之を廢してしまう。殊に舊に慣れ新に向はないと云ふことは 元來農民は一般に無智で事理が分らないため、只目前の小利を貪り、遠大の思慮がないと云ふこと 獎を密接にしても其効果の舉がらない所以である。 が現今の實情であるから、 糖業は辛抱强く勉めて行けば莫大の利益を得られることを解せず、暫く 理窟を説て之を誘導した所で容易に其頭を改めさせにくい、是が保護物 故に今之を隆盛ならしめるには、 宜 しく便

ば 即ち産糖地方に於て名望ある里正(庄屋役)及農民中の有志を選んで、絶えず誘導の責任を持たせ、 又自分がもつてゐる多數の小作人にも其業に從事させるやうになり、 肥料の資金を貸附け、 金は地方資産家の人を選び、確實の方法を立て之に任せると、 必ずそれを賞し、 又之を妨害するものがあれば必ずこれを罸し、 為替の便を與へ、納租の融通を滑にし、 或は其業に勵精なるものがあつたら 其者は自ら之に注意するのみならず 又保護の爲にする諸般の貸與 藩廳は勸奬の為に官吏を派遣

する必要もないから、 大に官民の費用を省くことが出來るであらうと。

た。當時藩廳は之を優待し、特典を以て終身二人扶持を賜ひ且つ嗣子にも家督を相續することを許し 辰五郎は三十六年の久しい間黽勉一日の如くにして遂に大成功を遂げ、 直ちに拔擢して「砂糖方取調引ノキ」とし、 次て「砂糖方」を置き元締役に登用されました。 明治三年に至り隱退をしまし この後、

二)四四

ました。 斯く別途に終身職を賜ふと云ふことは本藩絶無の特典であつたと申します。

七節 糖業保護政策實施當初の困難

會所は殆 たから、 で人民 之より先藩が辰五郎の建策を納め、 は藩廳 人民 んご閉塞せんとする時にあた に正 は皆疑懼の念を抱 金の 準備 貯蓄あることを信じ、 き藩札を正金に引換へて吳れさ札會所に出 h 天保六年に藩札を發行したが、 權道を以て正金を支出し故らに 藩札引換を猶豫したと云ひます。 當時藩の財政は頗る困難 砂糖を買上げまし 願するものが多く、 72 を極 為に札

5 **)**; て來まし して砂 あると云ひます(今其眞書が存して居るのである)。 又此頃突然幕府巡檢使より本藩紙幣六貫目(九 巡 極使 糖を買上げ、 た所 は公然當時郡奉行であつた田 が 之に應ずべき正貨が 之を販賣して交換の資に 75 〈萬兩こ定めたのは發行の超過しない狀を公にして信用を取めたものであります。/其質は貸出しに應じたものであるから大分超過してゐたけれご表面の發行額を四/ 原三平に向つ Ų. かり 供 5 U 十三兩强)を、 たけ 執政 これで て其狀を幕府に具 n. は辰五郎 即 いも其困難狀况が想像できます。 H に謀り、 正貨に交換しやうと云ふことを照會 交換の出 审 篴 水な に少許 しやうと照會して來たこと か つたと云ふ 0 Ī. 貨 で紙幣 か でを出 ざによ

乃至八十萬 兩 0) 多額 に達 しまし 72 其間紙幣を出して正金を回收す るの オご か کر 同 の 紙 幣は數十回

讚 岐 砂 糖 史 であつたけ

n

漸

次該業に向

ひ

爾後年々貸下

げ

金が増加する

につれ

٦, 紙幣

を増發

遂に

七十萬

面し

て六年

發行

の紙幣

は僅

K

应

萬

兩

第二卷 第二

正金に變じて國庫に復すると云ふ事實だから、 實に當局者と雖も豫想外の盛况を呈したのに驚いたと

(三OED)

四六

【大阪砂糖會所を設けやうさした時の苦心談】

此 黒川屋喜兵衞を選定しましたが、 置くことにして、 度をつくり、 した結果でありますから、 りますが、 人は製糖業者の積み出 、時其黑 前に申した製糖業者が一時大なる悲境に陷つた原因の一つは、 川屋を我手に入れる為には種々の工夫をめぐらし 高松藩位の 次節で述べるやうに兵庫大阪に積み出した産糖を、 其賣 小藩の御抱 るべき時機を旨く見定めるべき顧問商人を選任して置く した砂糖代を成るべく安く買ひこなして、 藩がこうで眞面目なる製糖業者たる農民を保護する為には、 此黑川屋は當時の大阪商人中では最も信用の高い人 へ顧問を頼んだ所で、 容易に承諾させることは困 た。 其談片が傳つて居ります。 己れのみ暴利を得やうとの奸策を施 最 今の阪神即ち當時兵庫大阪地方仲買 も高價に賣れる時 必要が 難であり あ 格ある豪商であ まで藩庫に預け 5 種 木 の倉庫制 小津川の

托しましたが、 奉行で大阪職屋敷留守居役たる藤川三太夫(の気)をやつて、 初 め大阪に會所を設けやうとする時、 其交渉が容易に進捗しなか 竹內與四 つたから、 一郎は最 與四郎 も其計畵に力を盡したもので、 は更らに又町 木津川の黒川 人後藤勘四 屋を説 いて會所の 郎 先づ (る茶事に委し、)(後藤漆谷の子類) 相 時 談役を の勘定

を大阪に派遣し宗匠、

木津宗詮(発見の)と茶事を以て交りを深くさせました。

之は深い計畫から出た事

讚岐砂糖史

やうになり、 茶人後藤勘四郎を出して茶事で往來親交を厚くし、 ます。(未完) に響かせ、 何れも樂んで甘蔗を作り精選した砂糖をつくることに努力するやうになり、 に賣出しを行ひ、 製糖業の面目を一 爾後藩の木津川倉庫に山積する砂糖樽は、 非常なる利益を得て之を製出者に分配したものですから、 新したのであります。これより糖業保護政策の本領を述べることに致し 終に木津宗詮の斡旋のもとに黒川屋を應諾させる 毎年黑川屋の指圖に任かせ、 藩下の農民は大に喜び、 愈々讃岐糖の名聲を天下 最も有利の時期

でありました。

即ち黑川屋は頗る茶事を好み、

木津宗匠に師事して居たものだから、

高松の方からも

國際商業會議所

人我真三郎

國民の福利と國際平和を追及するにあり、商用語商業樣式の統一の簡捷を計り、無用の障害を撤廢し、仲裁裁判 會議を開き、國際聯盟さも連絡を取つて行動し、其の目的さする所は各國民の協調に依り貿易を簽逢せしめ、各 所に入り、非常に力を入れて居ります。之に加入せる國にして已に國内委員を設けたるもの二十二ヶ國、 居り、獨逸も國際聯盟に入る以前に之に加入して居り、米國の如きは、國際聯盟に入らずして寧ろ國際商業會議 及和解の制を設けて居ります。將來は益重大なものさなるでせう。...... 一八五三(一九二六年九月現在)巴里に常設本部がわり、各國委員が居り、又時々各國の代表を招集して、大小の 此の設備は一九二○年の創立にかゝり日本には未だ一般に知られて居ない様ですけれ共、日本も旣に加入して (如水會々報第四十一號より) 會員數